

説 明 資 料

(相続税 ・ 贈与税)

目 次

○ 最近における相続税の主な改正	1
○ 相続税の実際の負担（個人で電器店を営む A さんのケース）	2
○ 相続税の実際の負担（上場企業役員 B さんのケース）	3
○ 相続税の課税状況の推移	4
○ 国税収入に占める相続税収の推移	5
○ 税制改正の主な流れ	6
○ 家計資産残高等の推移	7
○ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高（構成比）	8
○ 地価公示価格指数（58年＝100）と相続税の主な改正	9
○ 相続税の負担の推移（商業地）	10
○ 相続税の負担の推移（住宅地）	11
○ 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」-抄-	12
○ わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-（抄）〔相続税部分〕	13
○ 中小企業の事業承継に関連する最近の主な改正	14
○ 贈与税の仕組み	15
○ 住宅取得資金の贈与に対する特例の概要	16
○ 住宅取得資金の贈与に対する特例に係る贈与税額の計算（5分5乗）の図解	17
○ わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-（抄）〔贈与税部分〕	18

○ 最近における相続税の主な改正

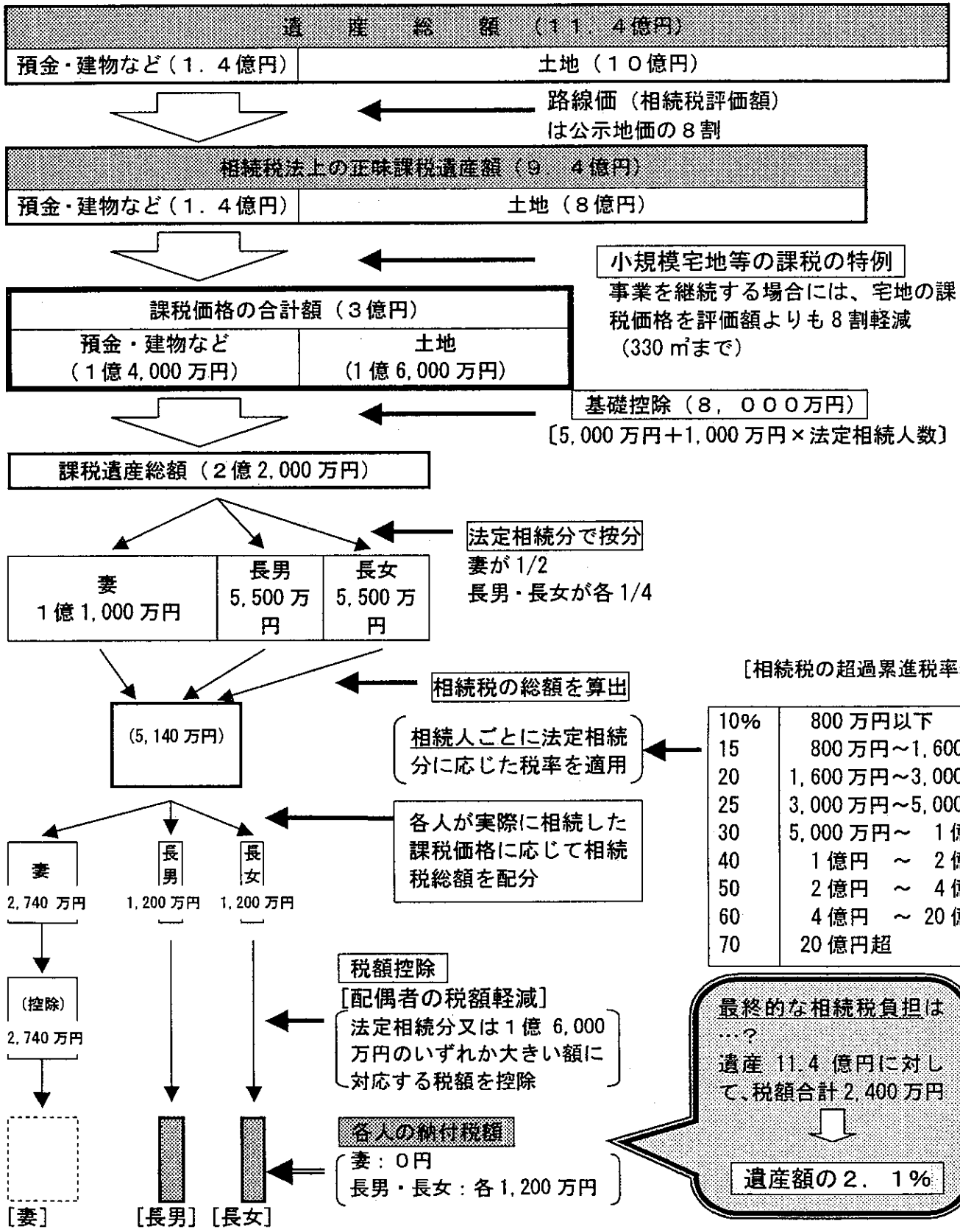
	抜本改正前	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正(現行) (平成6年1月1日以降適用)	
税率 構造	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	10億円超 (最高税率 70%) 13段階	5億円超 (最高税率 75%) → 20億円超 (最高税率 70%) 抜本改正前 現行 9段階	
基礎 控除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)	
小規模 宅地の課税の特例	適用対象面積 200㎡	適用対象面積 200㎡	適用対象面積 200㎡	200㎡	事業用 330㎡ (平成11年～) 居住用等 200㎡
	減額割合 事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	事業用 } 80% 居住用 } その他 50%	

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 小規模宅地の課税の特例(現行)は、事業等を継続しない場合には、「適用対象面積」は事業用も200㎡、「減額割合」は事業用・居住用とも50%である。

相続税の実際の負担（個人で電器店を営むAさんのケース）

- Aさんの場合
- 妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円（このうち、土地（330㎡）が10億円）
 - 残された家族（妻・子2人）は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくことに

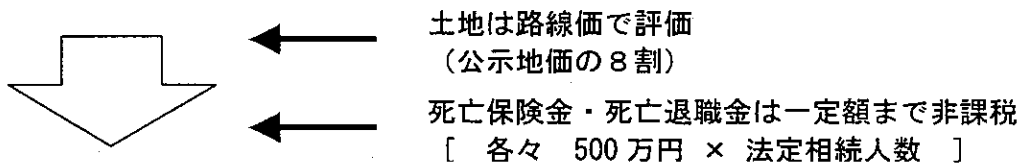


相続税の実際の負担（上場企業役員Bさんのケース）

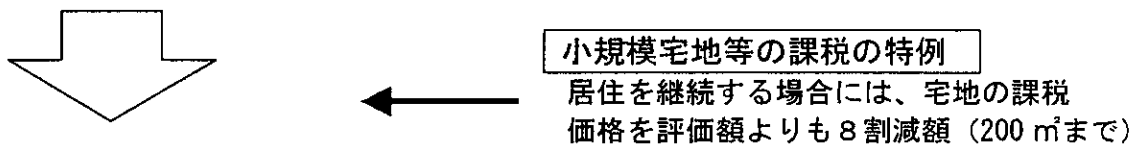
Bさんの場合

- 上場企業の役員Bさんの遺産は、家族（妻・子3人）と暮らしていた松涛にある自宅、銀行預金と死亡保険金などあわせて2億8,750万円（このうち、土地（200㎡）が1億8,750万円）
- 残された家族はこれまで通り自宅で生活することに

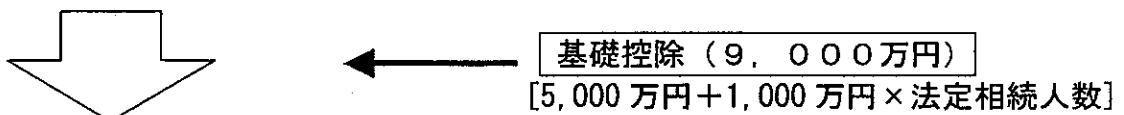
遺産総額（2億8,750万円＝約3億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億8,750万円）	死亡保険金（2,000万円） 死亡退職金（4,000万円）



相続税法上の正味課税遺産額（約2.1億円）		
預金など（4,000万円）	土地（1億5,000万円）	死亡退職金（2,000万円）



課税価格の合計額（9,000万円）		
預金など（4,000万円）	土地（3,000万円）	死亡退職金（2,000万円）



課税遺産総額＝0円

↓
相続税は課税されない

相続税が課税される割合は…？

死亡者数100人に対して、
約5人（平成10年分）

相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金 額	(d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

国 税 収 入 に 占 め る 相 続 税 収 の 推 移

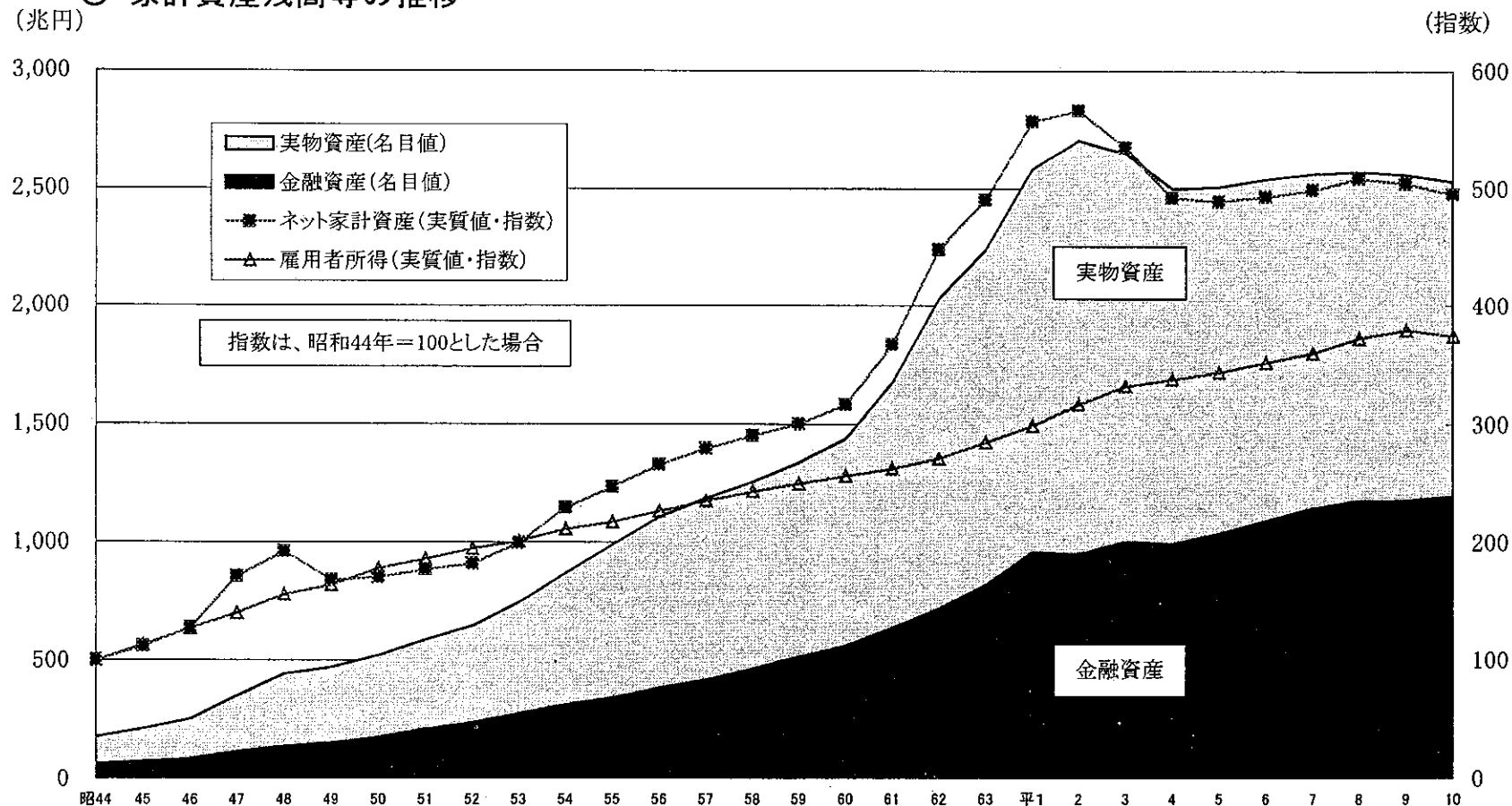
年 度		国 税 収 入	相 続 税 収
		億円	億円
昭和	61	428,510	13,966
	62	478,068	17,791
	63	521,938	18,309
平成	元	571,361	20,177
	2	627,798	19,180
	3	632,110	25,830
	4	573,964	27,462
	5	571,142	29,377
	6	540,007	26,699
	7	549,613	26,903
	8	552,261	24,199
	9	556,007	24,129
	10	511,977	19,156
	11	492,139	18,853
	12(予 算)	506,620	16,710

- (備考) 1. 国税収入には特別会計の諸税を含み、相続税収には贈与税収を含む。
 2. 平成11年度までは決算額、平成12年度は予算額である。

税制改正の主な流れ

	抜本改革等（昭和63年等）	平成6年の税制改革等	平成11年の税制改正
所得 課税	◎所得税・個人住民税の減税 ・税率構造の累進緩和 所得税 15段階(10.5%～70%) →5段階(10%～50%) 個人住民税 14段階(4.5%～18%) →3段階(5%～15%) ・諸控除の引上げ ◎法人税の減税	◎所得税・個人住民税の減税 ・税率構造の累進緩和 ・諸控除の引上げ	◎所得税・個人住民税の減税 ・最高税率の引下げ 所得税 50%→37% (5段階→4段階) 個人住民税 15%→13% ・定率減税 ◎法人税の減税
消費 課税	◎消費税の創設（3%） ◎個別間接税の整理合理化	◎消費税率の引上げ ・地方消費税と合わせ5%	
資産 課税	◎相続税の減税 ・税率構造の累進緩和 ・基礎控除等の引上げ等	◎相続税減税 ・税率構造の累進緩和 ・小規模宅地の特例の拡充等	

○ 家計資産残高等の推移 (兆円)



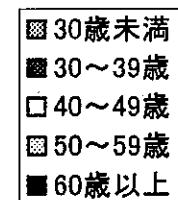
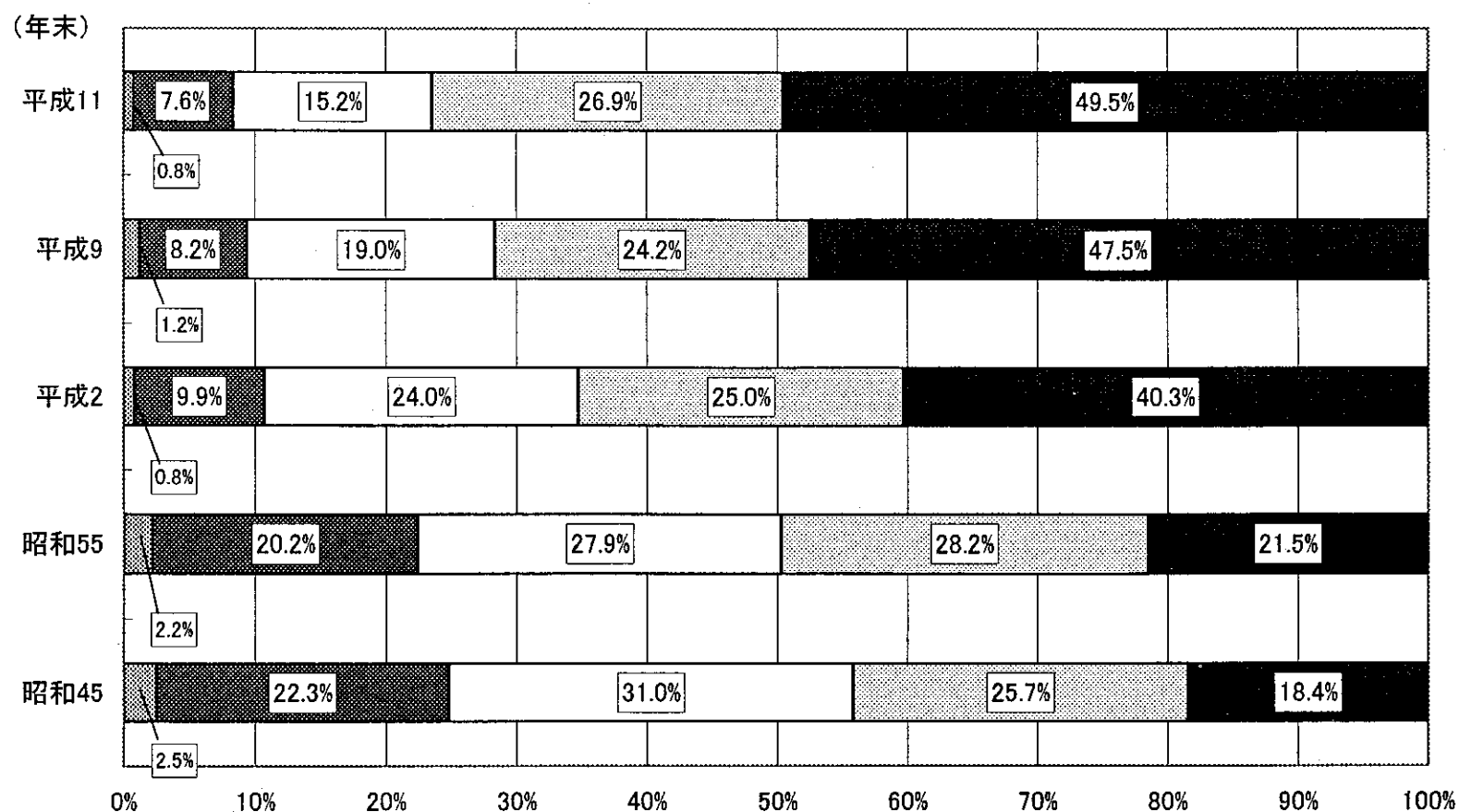
(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「金融資産」とは、現金、預金、有価証券、生命保険金等の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料)「国民経済計算(経済企画庁)」より作成。平成2暦年基準のデフレーターで実質化。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)



(資料)総務庁統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注)貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいう。

なお、同調査における貯蓄とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座・金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。